

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 15    | 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝川市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道滝川市長

## 公表日

令和1年6月17日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 母子保健法に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 母子保健法(昭和40年法律第141号)及び関係する法令等に基づき、母子健康手帳の交付、申請時等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。<br>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。<br>(1)保健指導に関する事務<br>(2)新生児の訪問指導に関する事務<br>(3)健康診査の実施及び勧奨に関する事務<br>(4)妊娠届の受理及び審査に関する事務<br>(5)母子健康手帳の交付に関する事務<br>(6)妊産婦の訪問指導の実施又は診察の勧奨に関する事務<br>(7)低体重児の届出の受理又は審査に関する事務<br>(8)未熟児の訪問指導の実施に関する事務 |
| ③システムの名称                 | 1 健康管理システム<br>2 団体内統合宛名番号システム<br>3 中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| (1)乳幼児管理ファイル (2)妊娠届出ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の49の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第40条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | <情報照会><br>情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。<br><情報提供><br>番号法第19条第7号 別表第二の56の2<br>別表第二主務省令第30条  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 保健福祉部健康づくり課  |
| ②所属長の役職名                 | 課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| なし                       |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 滝川市保健福祉部健康づくり課<br>073-0032 滝川市明神町1丁目5番32号<br>電話番号 0125-24-5256   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 滝川市保健福祉部健康づくり課<br>073-0032 滝川市明神町1丁目5番32号<br>電話番号 0125-24-5256   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年6月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年6月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |                              |  |
|--|------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)   |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>                            |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span> |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>         |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                              |  |
| 実施の有無  | [ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |